

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月25,700円を上限に無償となります。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、給食の食材料費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の小学校3年生から数えて第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化を受けるための新潟市へ認定の手続きが必要です(市外にお住まいの方は、当該市町村へご確認ください)。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - 無償化が始まったあとも、既存の軽減(第2子・第3子の多子軽減)は継続します。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)**も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、事業所内保育等を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、新潟市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。（市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください。）

（注）原則、入所施設を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）がありますので、下記の問い合わせ先までご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、新潟市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります（市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください）。

（注1）保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）があります。下記の問い合わせ先までご確認ください。

- **3歳から5歳までの子どもたちは月37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月42,000円まで**を上限に利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

（注1）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

（注2）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

問い合わせ先：新潟市役所コールセンター TEL:025-243-4894

（新潟市こども未来部保育課 TEL:025-226-1228）

3～5歳児（3～5歳クラス）の保護者の皆様へ

10月から、保育料が無償化されます

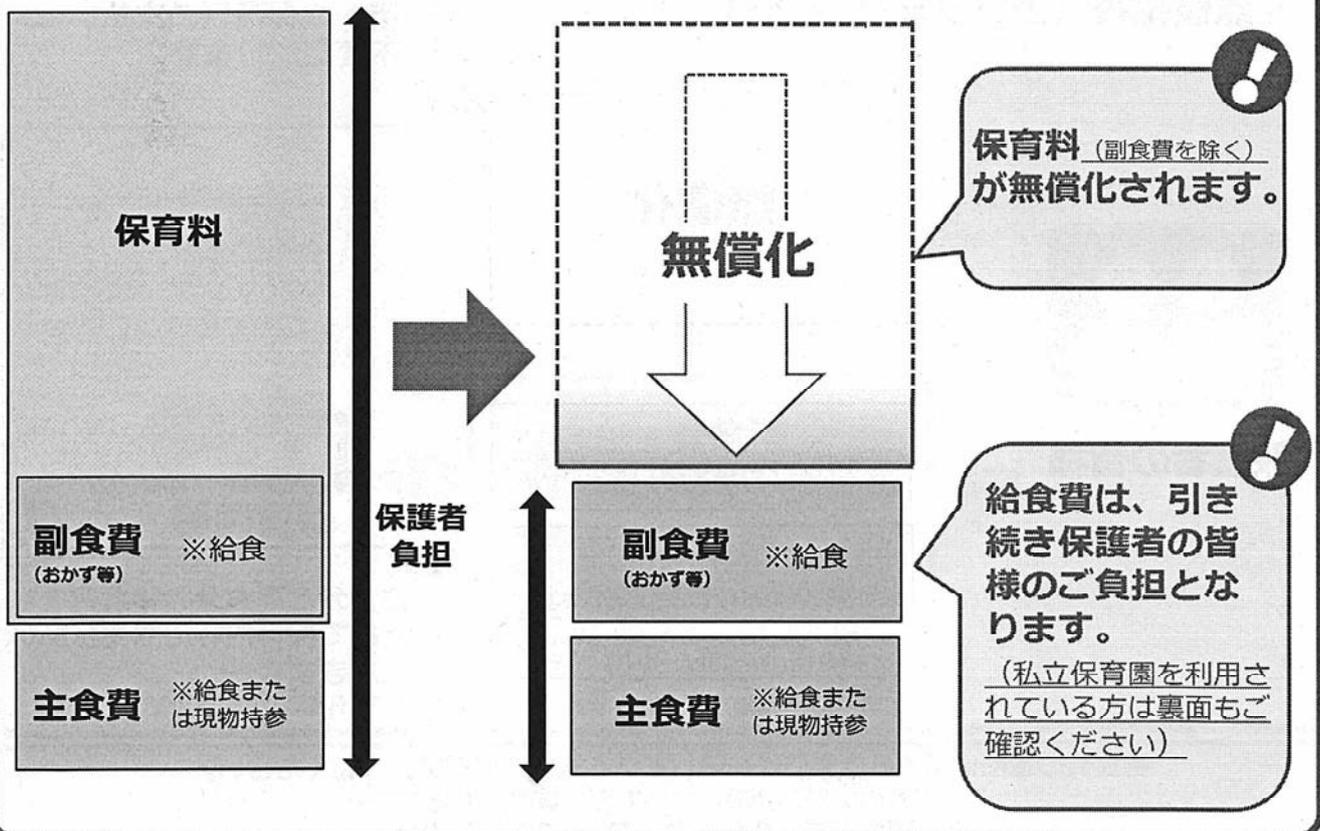
○ 2019年10月から、3～5歳（3～5歳クラス）の子どもについては**保育料が無償化**されるため、新潟市にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育園の給食の材料費（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

（詳細は裏面をご覧ください。）

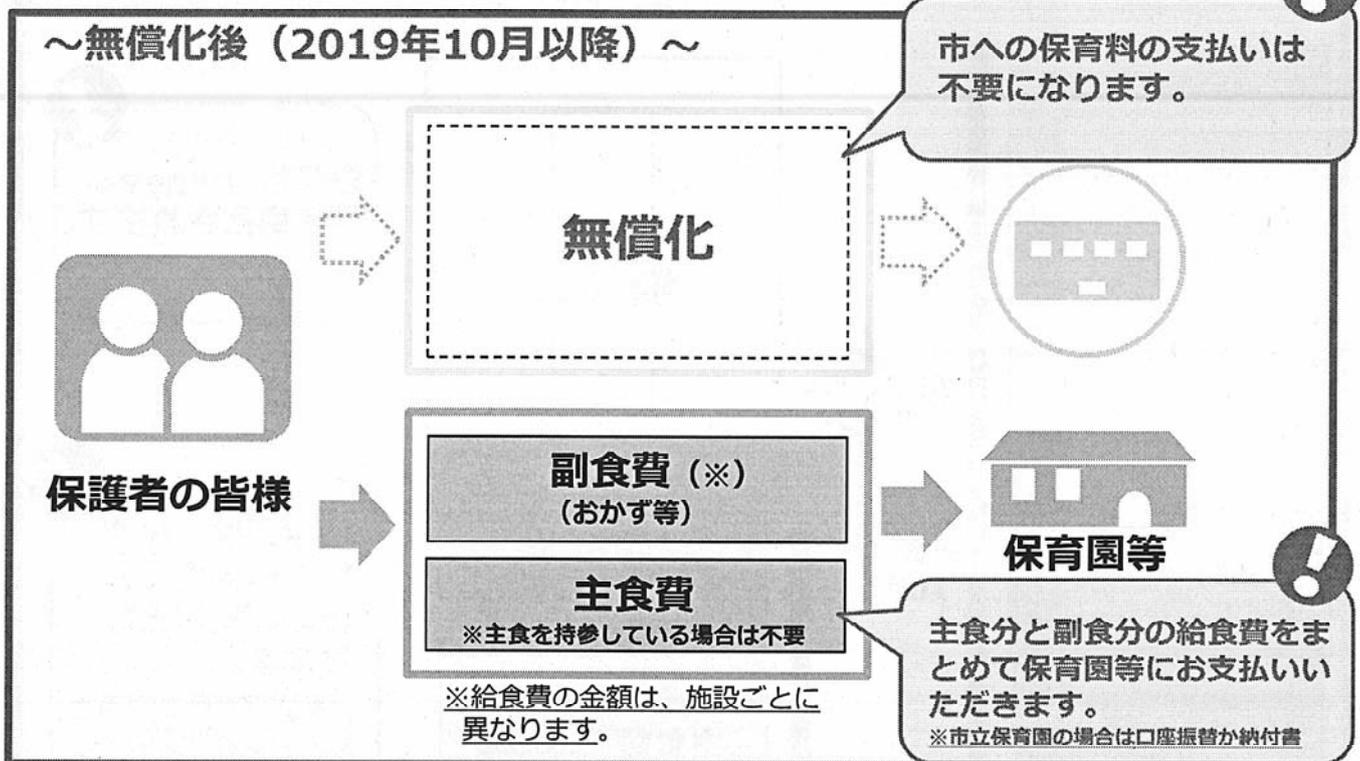
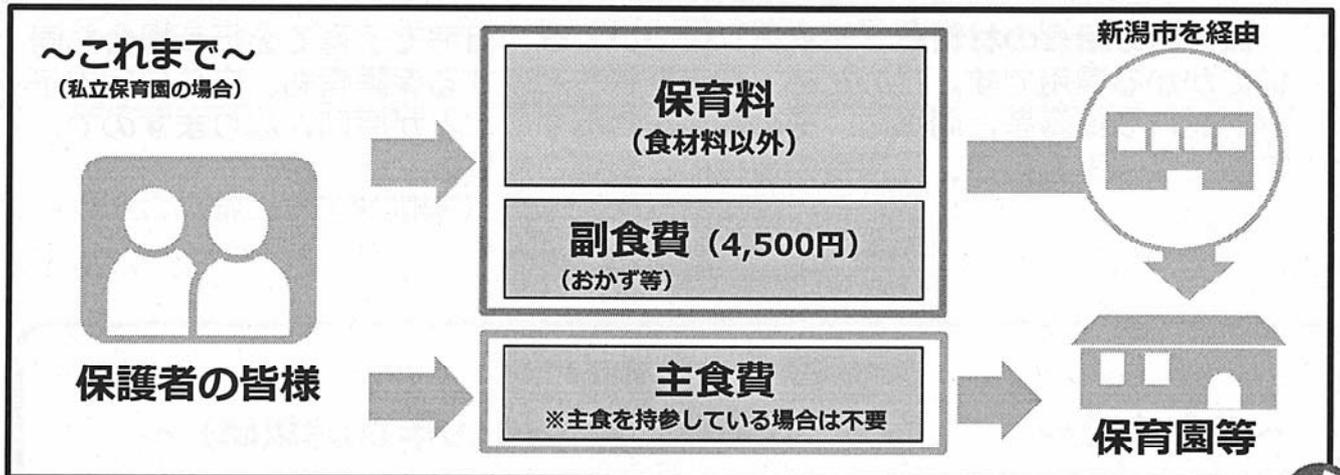
～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



- 現在、3～5歳児（3～5歳クラス）の給食費は、
 - ・主食（お米など）分については持参または主食代として、
 - ・副食（おかず）分については、保育料の一部としてお支払いいただいています。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。私立の保育園では今後、主食分と副食分をともに施設にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします（認定こども園については現在も直接、施設に支払っています）。

※市立保育園については、いままでと同じく口座振替又は納付書での支払いとなります。



副食費の金額に関するご質問は在園している施設へお問い合わせください。
それ以外の無償化全般についてのご質問は下記まで…
新潟市役所コールセンター TEL:025-243-4894
(新潟市こども未来部保育課 TEL:025-226-1228)

10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が始まります!

幼児教育・保育の利用料(※1)が10月1日から無料になります。ご自身の世帯や利用中のサービス、または今後利用を考えているサービスが対象となるかどうか、以下のセルフチェック表でご確認ください。

※1:延長保育料や給食費、日用品費、通園送迎費などは、保護者の負担となります。

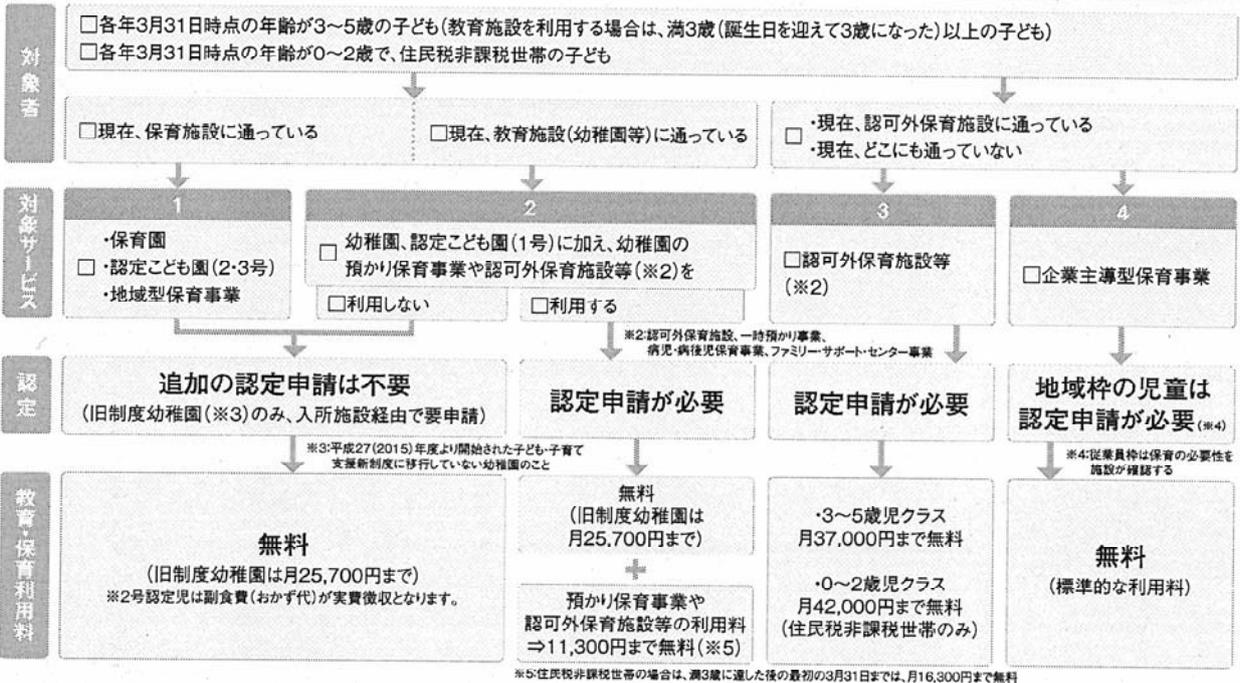
詳細はこちら

無償化に関する提出様式等は以下に掲載します。情報の更新を順次おこなっています。

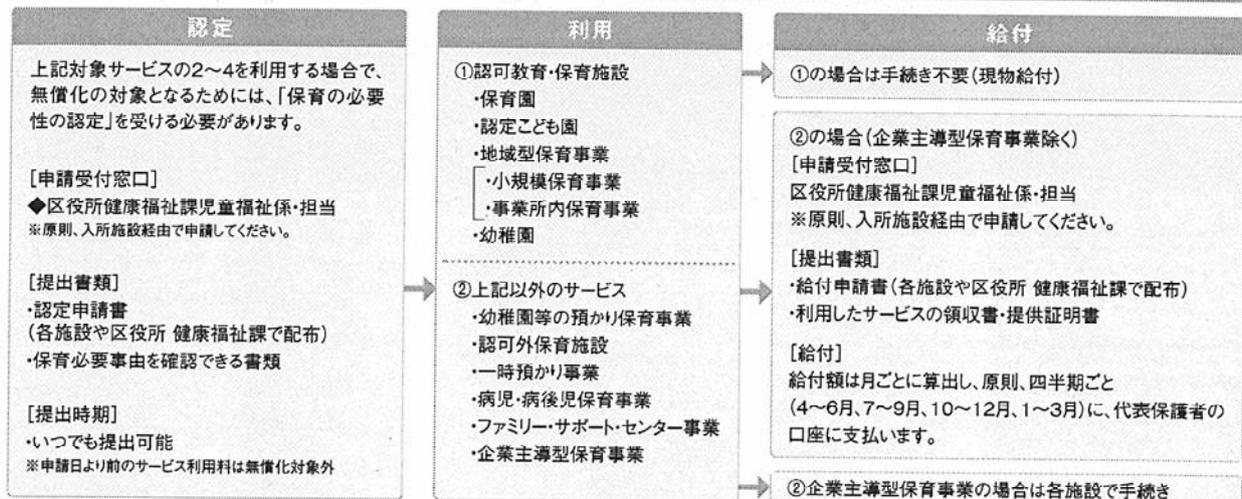


▲ 新潟市HP(無償化)

対象者・対象サービス セルフチェック表



手続きについて



お問い合わせ

●新潟市役所コールセンター / TEL.025-243-4894

●こども未来部保育課 / TEL.025-226-1228